

平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計予算

平成22年度鎌倉市国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,206,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成22年 2 月17日提出

鎌倉市長 松 尾 崇

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
5 国民健康保険料		5,019,804 円
	5 国民健康保険料	5,019,804
10 一部負担金		4
	5 一部負担金	4
15 使用料及び手数料		1
	5 手数料	1
20 国庫支出金		3,785,047
	5 国庫負担金	3,717,247
	10 国庫補助金	3,800
	15 国庫交付金	64,000
25 療養給付費交付金		334,657
	5 療養給付費交付金	334,657
27 前期高齢者交付金		3,657,000
	5 前期高齢者交付金	3,657,000
30 県支出金		732,120
	3 県負担金	92,450
	5 県補助金	639,670
35 共同事業交付金		1,830,092
	5 共同事業交付金	1,830,092
38 財産収入		9
	5 財産運用収入	9
40 繰入金		1,817,301
	5 他会計繰入金	1,817,300
	10 運営基金繰入金	1
45 繰越金		20,000

款	項	金 額
	5 繰越金	20,000 円
50 諸収入		9,965
	5 延滞金及び過料	901
	10 雑入	9,064
歳 入	合 計	17,206,000

歳 出

款	項	金 額
5 総務費		209,129 円
	5 総務管理費	132,079
	10 徴収費	76,257
	15 運営協議会費	793
10 保険給付費		11,895,606
	5 療養諸費	10,831,285
	10 高額療養費	970,561
	15 移送費	400
	20 出産育児諸費	79,860
	25 葬祭諸費	13,500
12 後期高齢者支援金等		2,174,070
	5 後期高齢者支援金等	2,174,070
14 前期高齢者納付金等		2,700
	5 前期高齢者納付金等	2,700
15 老人保健拠出金		37,091
	5 老人保健拠出金	37,091
17 介護納付金		882,000
	5 介護納付金	882,000
20 共同事業拠出金		1,799,104
	5 共同事業拠出金	1,799,104
25 保健事業費		185,379
	3 特定健康診査等事業費	167,621
	5 保健事業費	17,758
27 基金積立金		10
	5 基金積立金	10

款	項	金 額
30 諸支出金		10,911 円
	5 償還金利子及び還付加算金	10,911
35 予備費		10,000
	5 予備費	10,000
歳 出 合 計		17,206,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国 民 健 康 保 険 シ ス テ ム 更 新 委 託 事 業 費	平成22年度から 平成23年度まで	千円 227,596